



令和3年1月21日

担当課	道路管理課
担当者	山本
電話	(073) 435-1088
内線	5411

「道路損傷等通報システム」の運用開始について

市道における陥没や不法投棄などの異常について、市民の皆さまから市に通報をいただき、効率的に解決するためのシステムとして、スマートフォンアプリを令和3年2月1日（月）から導入します。

1 導入の目的

普段の生活において道路を利用している市民の皆さまが気づかれた道路の損傷について、アプリで簡単に写真や位置などの情報を通報していただくことによって、問題を効率的に解決し、より安全な通行を確保していくことを目的としています。

2 通報の対象とする道路

対象は、市管理道路です。

※ 通報いただいた道路が市が管理する道路以外の場合は、当該道路の管理者に情報を提供しません。

3 注意事項

(1) 通報に対する対応について

・通報いただいた内容をもとに、必要性・緊急性等を勘案のうえ対応。

※ 特に緊急を要する場合は、電話でも通報をお願いします。

※ 緊急時の電話連絡先は、アプリ内に表示しています。

(2) 夜間又は休日の対応について

・夜間又は休日にアプリから通報いただいた場合は、翌業務開始時間になり次第内容を確認します。

(3) ホームページへの掲載

令和3年2月1日（月）

4. ダウンロード



《通報イメージ》



《ホーム画面》



《投稿画面》

